

令和4年度第7回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和5年3月24日（金） 13時30分～18時30分	
場所	佐倉市役所1号館3階会議室	
出席委員	八木直人委員長、櫻田孝副委員長、菅原優輔委員、室谷利子委員、吉光孝一委員	
施設所管課	こども保育課	滋野課長、室岡主査、玉重主任主事、春田主任主事
事務局	資産経営課	小菅部長、渡部課長、橋本副主任幹、飯塚主査、金田主任主事
傍聴人	0人	
議題	1 令和5年度指定管理者公募施設および委員会スケジュールについて[公開] 2 オブザーバーの登用について 3 公募書類確認 ① 佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所 ② 臼井老幼の館・臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所 ③ 南部児童センター・根郷学童保育所外7学童保育所 ④ 志津児童センター・上志津学童保育所外6学童保育所 ⑤ 北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所外7学童保育所 4 令和5年度指定管理者公募施設の現地見学の取扱いについて	

1 令和5年度指定管理者公募施設および委員会スケジュールについて

- ・事務局より、指定管理者審査委員会に諮問されている公募施設及び委員会スケジュールの説明

2 オブザーバーの登用について

- ・オブザーバー招聘の必要性及び招聘する時期について審議を行った。
→オブザーバーについては必要であるとの結論に至った。
→招聘のタイミングは、書類審査と個別ヒアリングの2回とする。

3 公募書類確認

＜公募書類について施設所管課から説明＞

共通している部分が多いため、初めに共通している部分についての説明を行い、その後各地区において異なる部分について説明を行った。

①指定管理者に期待すること

- ・市として取り組まなければならない事業（施設整備等）と民間に任せられる事業（運営管理等）を役割分担し、運営体制を強化するとともに、民間事業者の柔軟な発想を生かした事業や運営のノウハウを活用してほしい。
- ・児童センターについては、地域の児童健全育成及び子育て支援の拠点として、子どもたちに健全な遊びを与え、その遊びを通して、子どもたちの自主性や創造性を育むとともにより良い人間関係が形成できるような運営を行ってほしい。
- ・学童保育所については、児童一人ひとりが安心して放課後を過ごし、保護者も安心して通わせることができるような運営を行ってほしい。

②審査のポイント

- ・安定した運営のノウハウを持っているか。
- ・児童の成長過程に合わせた多様な児童センター事業が提案されているか。
- ・保育の質の向上として、具体的な取り組みを挙げているか。また、その実行可能性はあるか。
- ・保護者との信頼関係を築くための手法としてどのような方法を提案しているか。
- ・有資格者を確保する手立てが示されているか。

＜質疑・意見等＞

（○：質疑 ◎：意見 →：回答）

○施設が経年劣化している中で、行うべき修繕がなされているのかが気になっている。リスク分担表では5万円未満の修繕について指定管理者が行うこととなっているが、5万円のできる修繕では限りがあるのではないかと。他市の動向も調べ、指定管理者の負担割合を増やすよう見直した方が良いのではないかと。

→あまりに修繕が多いと指定管理者の負担が大きくなってしまうため、なるべく市の方でやろうと考えている。また、指定管理者の方で資金に余裕があれば5万円以上の修繕についても対応していただいている。

◎指定管理者の資金に余裕があるかどうかではなく、物価上昇等も踏まえて負担割合を増やすことを検討した方が良いと思う。リスク分担表は、指定管理者制度導入時から見直しが行われていないと聞いている。

5万円以上の修繕すべき事項が発生した場合、市がすぐに修繕の対応ができるわけではないのではないか。負担割合を挙げた方がスムーズに修繕を行えるのではないかと考えるので検討していただきたい。

○5万円未満の修繕について、担当課と相談して行っているのか。

→金額に関わらず修繕を行う場合は報告をもらっている。

◎修繕を要する箇所と金額を市から提示し、それらについて修繕を行う場合は加点するという審査を行うことも考えられる。次回以降、修繕策を提案してもらおうようにしてはどうか。

○用語の定義を確認したい。リスク分担表における定義から抜粋すると、「協定締結時点において正確に予測しえない事由によって損失及び社会的責任が発生する可能性」ということなので、審査の中で加点を行うという提案は良い提案だと考えるが、リスク分担の話とは別の話ということになるのではないか。

→リスク分担ではこれから発生する事象についての話なので、提案いただいた内容は別の話にはなるが、必要な修繕を行うという観点から検討してまいりたい。

○業務基準書の中の、「安全管理・危機管理に関する基準」で、「事故・災害等発生時の対応」という項目があり、「危機管理計画及び危機管理マニュアル等を作成」とある。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正となった。改正によって安全計画の策定やそれを保護者へ周知することなどが盛り込まれているが、これらの文言は含めなくて良いのか。

→国の基準が変わったことに伴って、佐倉市でも条例改正（佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）を行ったところである。業務基準書の中でもコンプライアンスの中で、遵守すべきものとして当該条例を挙げているため、指定管理者もそれに従うことになる。

○業務基準書（学童保育所）の施設運営基本方針の中で、「施設と保護者が手を取り合いながら運営していく」という言葉があるが、これでは保護者にも責任があるように読めてしまう。

→誤解の無いように表現を見直したい。

- 医療的ケア児の受け入れについて、責務になったということは受け入れのために看護師が必要ということ。保育園でも医療的ケア児の対応が難しく、看護師の確保も厳しいという状況がある。学童保育所は子育て支援のために重要であるため、力を入れていただきたいところであるがそのあたりの対応は。
→現状、学童保育所には医療的ケア児がおらず、ノウハウがないので学校との連携を含めて体制を考えていかなければならないと考えている。
- 看護師の追加等、指定管理者に期待することについて事業計画書の質問事項や審査基準の中に盛り込んでいくなどして整理した方が良い。潜在的な需要はあるはずなので、公募の段階で示して事業者にも準備をしてもらう方が良いのではないかと。予算の中で人件費を増加させるという記載はないが、有資格者を充てることとして予算措置をすることは必要なのではないかと。
→予算についてはすでに債務負担行為を設定しており、上限額が決まっています。今後の対応については検討してまいりたい。
- 人員増というのは予算上難しいということだが、事業者としてどのように考えているか記載してもらうことはできるのではないかと。後に協議を行ったとして、どのようなプランを持っているかを記載してもらうようにした方が良いのではないかと。
→審査基準の中で医療的ケア児への対応について記載することとしたい。
- 審査のポイントが5つあるが、これらの中で何を重視するのか。例えば、保護者との信頼関係や有資格者の確保というのは安定した運営のための前提条件のように思われるが、そのような理解で良いかと。
→安定した運営のノウハウを持っているかというところについては、他市での実績等を見ていただきたい。
- ◎事業計画書の質問に具体的に挙げていただいて、それに事業者が回答するという流れの中で整理されるのではないかと。
- ◎審査のポイントの重要性について全て同じというのは違和感がある。保護者よりもまずは児童のことが先に来るべきではないかと。
- 審査のポイントのところで、「保育の質の向上」という文言があるが、このことについてどのようなことを期待しているか等、所管課としての考えを教えてください。また、「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」の中での位置づけ等ヒントになることがあれば、審査に役立つため教えてください。

→まず、こどもの最大の利益を尊重するという考えがある。児童への対応を適切に行っていけるよう、「保育の質の向上」という言葉で一つにまとめている。

○審査基準と審査のポイントで挙げられている内容との整合性が直接的に感じられない部分もあるように見受けられるが、所管課としてはどのように考えているか。

→審査のポイントとして挙げているものは理念のようなものであり、それを具体化したものが審査基準であると考えている。審査において混乱されることのないよう改めて整理してまいりたい。

○独自事業について、どの程度積極的に取り組んでもらいたいと考えているか。また、具体的にどのような内容が想定されるか。

→前回はお弁当の提供や、こども向けの講座の提案があった。お弁当については全エリアで実施しているので、新たな提案を期待したい。

○委託料を独自事業に充てることはできないため、昼食の提供は独自事業に入っているということか。

→実費を徴収して行っており、委託料は充てていないため独自事業という扱いとしている。

○SDGsやDXなど、最近話題になっている取り組みについてあまり触れられていないように感じたが、何か考えがあれば教えていただきたい。

また、補足として全庁的に参考となるような情報があれば教えていただきたい。

→今回の公募にあたっては、SDGsやDXへの取り組みを具体的には求めている。もし提案があればそれは評価して良いところであると考えている。

全庁的なところでは、総合計画の中で施策ごとにSDGsの番号を振っており、紐づけを行っている。DXについても、DX推進室を設置しており、テレワークや電子決裁の推進を進めている。

○業務基準書の中の記録業務の中で、「検索可能かつ良好な状態で保存すること」という文言があるが、検索というのは随時参照可能というような意味か。

→事業者が必要に応じて速やかに市への情報提供等を行うことができるようにするという意味合いで記載をしている。

4 令和5年度指定管理者公募施設の現地見学の取扱いについて

- ・ 前回会議時に決定した原則通り非公開として良いか。

◎ 櫻田委員、室谷委員、吉光委員
原則通りで良い。

◎ 菅原委員
原則には反対で、公開すべきであるとする。施設によって考えるべき。

- ・ 施設によって個別に検討するという提案について賛成の場合は挙手。

挙手無しのため非公開で行うこととする。

- ・ 議事録の公表について。

◎ 前回の会議では、概要のみホームページ等で公表し、質疑の詳細について公表しないということになったが、質問の仕方を工夫すれば詳細についても公表可能な議事録ができるのではないか。

○ 所管課と委員のやりとりが中心ということか。現指定管理者とのやりとりはあるのか。

→ 基本的に所管課とのやりとりが中心となる。現指定管理者とのやりとりも発生するが、所管課を通すような形となる。

◎ 従前と同様のものを公表するということで問題ないとする。

従前と同様のものを公表することとする。

以上